

令和5年度答申第1号
令和5年5月26日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市行政不服等審査会
会長 松本 和彦

公文書の公開に係る審査請求に関する諮問事案について（答申）

令和4年9月2日付け高健政第432号により諮問のあった事案について、次のとおり答申する。

第1 当審査会の結論

処分庁高槻市長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 事実

1 審査請求に至る経過

(1) 公開請求

審査請求人は、令和4年4月28日付けで、高槻市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、①健康福祉部福祉政策課の民生委員に関する全ての公文書（3年分）（ただし、名簿は除く。）、②令和3年9月6日電話をしたとき対応された特定職員が間違っただけを話されたときその間違いを確認できた公文書、③令和3年9月に特定職員が間違っただけを訂正する旨の連絡をしなかった事が確認できる資料、④福祉政策課の職員が民生委員児童委員協議会の会議に出席するとき、それが任意の出席であるという事が確認できる資料の閲覧及び写しの交付の請求（以下「本件各請求」という。）をした。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、「当該請求に係る公文書を特定し公開の可否を判断することに時間を要し、かつ、祝祭日の閉庁期間を挟むことから、事務処理に係る期間を確保するため」として、令和4年5月10日付け高健政第108号により決定期間の延長について審査請求人に通知した。なお、延長後の決定期間満了日を令和4年6月10日とした。

その後、実施機関は、本件各請求のうち②から④までについて、「請求対象となる公文書を作成又は取得していないため」として、公文書不存在による非公開決定（以下「本件不存在決定」という。）を行い、令和4年6月10日付け高健政第207号により審査請求人に通知した。また、本件各請求のうち①について、合計約400件の文書を対象文書とした上で、以下の部分を非公開とする公文書

部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）を行い、同日付け同号により審査請求人に通知した。

<非公開部分>

- ア 個人に係る氏名、メールアドレス、住所、生年月日、年齢、性別、電話番号、印影、表彰推薦順位、経歴、功績、賞罰、相手方番号、所属組織、FAX番号、職業、辞職理由及び推薦理由並びに会議録の内容の一部
- イ 法人その他の団体の代表者の印影
- ウ 購入希望額
- エ 会議録における審議内容の一部
- オ 被表彰候補者の選考に係る基準の一部

<非公開理由>

- ア 条例第6条第1項第1号に該当
上記アは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため
- イ 条例第6条第1項第2号に該当
上記イは、法人又は団体に係る財務管理に関する情報であって、公開することにより当該法人又は団体の正当な利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書に該当しないため
- ウ 条例第6条第1項第4号に該当
上記ウは、市があらかじめ設定した予定価格に相当する情報であって、公開することにより今後の物品購入事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- エ 条例第6条第1項第4号に該当
上記エは、非公開会議における民生委員被推薦者に関する委員の発言内容であって、公開することにより議題に係る自由かつ率直な意見交換が困難になるおそれがあるため
- オ 条例第6条第1項第4号に該当
上記オは、表彰候補者の選考基準であって、公開することにより推薦業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

(3) 審査請求及び諮問

ア 審査請求

審査請求人は、令和4年8月26日付けで、審査庁高槻市長（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件不存在決定及び本件部分公開決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

イ 諮問

諮問実施機関は、令和4年9月2日付けで、条例第15条第2項の規定により高槻市情報公開審査会に対し、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

なお、当該諮問は、高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第9条第2項の規定により、令和5年4月1日をもって当審査会への諮問とみなされている。

2 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件不存在決定（本件各請求のうち②及び③に係る文書を不存在とした部分に限る。以下同じ。）を取り消し、対象文書を特定して公開する旨並びに本件部分公開決定を変更し、対象文書を追加特定して公開する旨の裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

本件不存在決定及び本件部分公開決定（以下単に「本件各決定」という。）は、次のとおり不当である。

本件各請求のうち②及び③に関する公文書として、私が令和3年9月6日に健康福祉部福祉政策課に相談した記録（以下「審査請求人相談記録」という。）が残されていない。また、①に関する公文書として、他の市民が相談した記録（以下「市民相談記録」という。）も残されていない。市民のいのちに係わる重要な記録を残さないのはあり得ないし、あってはならない。

(3) 実施機関の弁明に対する反論

実施機関の弁明書第3「決定理由とその正当性」1及び2に示されたとおりならば、審査請求をする必要もないし、記録を作成することを請求することもない。しかし、この弁明書の内容は現実に対応したこととは大いに異なり、市の各課がどういう役割を担っているのか、老人の生活支援に関してどの課が窓口なのか分からない一般市民にとって、「民生委員を担当している課につないでください。」と電話交換手をお願いし、最初につないでいただいた課が対応していただけるものと思うのは当然である。

そこで、具体的にどのような対応であったかを事実に基づいて反論する。

弁明書第3の1に記されている「……相談内容が相談者の地区を担当する民生委員児童委員の住所を知りたいといった単なる問い合わせのものであれば、……」とあるが私はそのような問合せはしていない。また、「……当該地区の民生委員児童委員を案内しており……」と弁明しているが、「民生委員の連絡先は個人情報なので教えられない。」と言われただけで連絡先の案内を受けたわけではない。

また、「……当該相談内容に合致する適当な窓口等を案内している。」とあるが、案内されたことはなく、その後民生委員の連絡先、高槻市の市民生活相談課、福祉相談支援課、長寿介護課、民生委員児童委員協議会事務局、市民ボランティア活動センター、三箇牧包括支援センター等に連絡し、この問題を解決するのに多くの日数を費やした。さらに、「高槻市には、困っている老人を助けるための相談窓口はありません。」とまで言われたので、相談窓口がないと認識している課

が案内するはずもない。それに加えて「高槻市は民生委員を通して、市民の困りごとは全て把握しているので、市民に言われなくても分かっている。」と言われた。

第3の2に「……来庁時にて所管と考えられる窓口を案内して対応は終了したものである。」と弁明しているが、民生委員を通じて全てを把握している課が自ら解決するのに動けば済む話であり、私に案内をする必要もない。しかし、この問題を解決するのにその後約3か月間も要したのは、弁明に記されているような対応がされていなかったのは歴然である。

3 実施機関の弁明

弁明書及び当審査会による意見聴取の結果を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件各決定は妥当である。

(2) 本件審査請求に対する弁明

ア 相談内容の記録の状況について

福祉政策課における民生委員児童委員に関する相談の記録については、相談の内容が相談者の地区を担当する民生委員児童委員の住所を知りたいといった単なる問合せのものであれば、当該地区の民生委員児童委員を案内しており、相談の内容が個別具体的なものであっても福祉政策課が所管するものでない場合は、当該相談内容に合致する適切な窓口等を案内している。いずれも個別に記録する必要性に乏しいため、同種の相談等である場合は、日常的に市民からの問合せについての記録を作成していない。

イ 不存在の理由

令和3年9月6日に審査請求人が福祉政策課に行った電話による相談については、審査請求人の隣人の生活支援に関する個別具体的な内容の相談であり、福祉政策課が所管する内容のものではなく、翌日の審査請求人来庁時に窓口にて所管と考えられる窓口を案内して対応は終了したものである。審査請求人は「市民のいのちに係わる重要な記録を残さないのはあり得ないし、あってはならない為」と主張するが、相談内容に合致する窓口を案内するのみとなった福祉政策課においては、上記アのとおり、記録を作成する必要性に乏しいものであることから、個別に相談記録等を作成していない。

以上の理由により、審査請求人及び他の市民が民生委員児童委員に関して相談した記録に係る文書が不存在であることを理由とした本件各決定には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第3 当審査会の判断理由

1 本件の争点

審査請求人は、本件不存在決定により審査請求人相談記録が公開されず、また本件部分公開決定において審査請求人相談記録及び市民相談記録が公開されなかつ

たことを不服として本件審査請求を行った。

これに対し、実施機関は、市民である審査請求人からの相談については、福祉政策課が所管する内容のものではなく、審査請求人が来庁した際に所管と考えられる他の窓口を案内して対応を終えたとの認識であったこと、また、担当地区の民生委員の住所確認その他の民生委員に関する市民からの日常的な問合せについては、これらを個別に記載する必要性が乏しいことから、審査請求人相談記録及び市民相談記録のいずれも作成していないと主張している。

したがって、本件の争点は、民生委員に係る市民からの相談記録（審査請求人相談記録及び市民相談記録）の存否である。

2 本件各決定の妥当性について

(1) 高槻市（以下「市」という。）における要望等の記録について

市の職員が電話や窓口等で問合せを受けた場合には、事務を円滑に遂行するため、各部署における必要性に応じて要望等の記録を作成すべきものと考えられるところ、市では、統一的なルールとして、職員の法令等の遵守及び倫理の保持を図るとともに、要望等（職員以外のものが職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。以下同じ。）に対して職員が採るべき措置について必要な事項を定めることにより、公正な職務の執行の確保と市政の透明化を推進し、もって公務の適正な運営に資することを目的として「高槻市公正な職務の執行の確保等に関する条例（以下「公正職務条例」という。）」を定めている。

公正職務条例において、「職員は、要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録をするものとする。（略）」（第6条第1項）としているところ、記録の例外として、次のいずれかに該当するときは、その要望等の内容を記録しないことができると定められている（第7条）。

- ア 公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録されるとき
- イ 要望等の内容が単なる問い合わせ又は事実関係の確認にすぎないことが明らかであるとき
- ウ 要望等の内容が次のいずれかに該当するとき（その要望等の内容に特定要求又は不当要求に係るものが含まれるときを除く。）。
 - (ア) 相談業務における同種の要望等で職員が多数の要望者に順次対応するような場合であって、個別に記載する必要性が乏しいもの
 - (イ) 相談業務における要望等でその場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がないもの
 - (ウ) 多数の者が利用する公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされる軽易なもの

(2) 実施機関における要望等の記録について

実施機関の説明によれば、民生委員に関する市民からの問合せは、日々相当数なされているところ、いずれの問合せについてもその都度、担当地区の民生委員

を紹介し、あるいはより専門性の高い地域包括支援センター、福祉相談支援課等への相談を促すことによりその対応を終えるため、問合せの内容を記録することがないとのことである。すなわち、相談者や支援者から要支援者に係る個別具体的な現況を聞き取るなどの対応は、民生委員にあっては適切な支援が受けられるよう地域包括支援センター等の関係機関に取り次ぐこと、また、地域包括支援センター等にあっては適切な支援を実施することを目的にそれぞれの役割の範囲内で行われている。福祉政策課がこれらの関係機関に事案を引き継ぐとしても、それは民生委員の選任・委嘱事務を所管していることに派生して受けた問合せに対して、本来の問合せ先である関係機関を伝えるに過ぎないから、その段階では問合せの内容は逐一記録されていない。このような福祉政策課の業務上の位置付けについては、本件各請求において同課が特定した民生委員に関する文書が、専ら民生委員の委嘱・解嘱関係の文書で占められていることから窺える。

そうすると、民生委員に関する日々の問合せへの対応については、記録しないことができることとされている上記(1)ウ(イ)に相当する性格のものであると認められる。

(3) 審査請求人相談記録の存否

審査請求人は、近隣住民に関する相談をするため、市コールセンターに問い合わせたところ、民生委員に関する事務を担当している福祉政策課を案内された。しかし、その後の同課の電話対応に疑問を持ち、翌日窓口へ赴き改めて問い合わせたものの「適切な窓口等の案内がなかった」旨を主張している。この間のやり取りについて、同課が自身の相談内容に係る何らかの相談記録を作成しているのではないかと審査請求人が考えること自体は不自然なものではない。

他方、実施機関は、審査請求人の相談内容が近隣住民の生活支援に関する個別具体的な内容であり、福祉政策課が所管する民生委員では課題の解決が困難であると思料されたため、保健師、社会福祉士等から成る専門チームによるケアが期待できる地域包括支援センターを案内したとのことである。

以上のとおり、本件に係る双方の事実認識には相当の食い違いがあるものと認められるところ、いずれにせよ、実施機関は、審査請求人から問合せを受けた当時、他の窓口を案内することによってその対応を終えているとの認識であり、また、審査請求人からの問合せについてのみ記録を作成したことを肯定し得る事情もないことから、審査請求人相談記録を作成又は取得していないとする実施機関の主張には、特段不自然・不合理な点は認められない。

(4) 市民相談記録の存否

民生委員に関する日々の問合せへの対応については、上記(2)で述べたように、公正職務条例において記録しないことができるものとして、その対応に関して記録がなされていないものであると認められる。また、本件各請求において合計約400件に及ぶ文書が特定され、部分公開がなされている中で、あえて市民相談記録を特定しない特段の事情が見当たらない。そうすると、市民相談記録を作成又は取得していないとする実施機関の主張には、不自然・不合理な点は認められ

ない。

第4 結論

以上により、当審査会は、「第1 当審査会の結論」で述べたように答申する。

第5 高槻市情報公開審査会及び当審査会の処理経過は、次のとおりである。

高槻市情報公開審査会及び当審査会の処理経過

令和4年 9月 2日	・ 諮問書の受理
令和4年10月18日	・ 実施機関の弁明書の受理
令和4年11月 9日	・ 審査請求人の反論書の受理
令和4年12月 7日	・ 実施機関からの意見聴取
令和5年 1月18日	・ 審査請求人の意見陳述
令和5年 3月 9日	・ 審査
令和5年 5月26日	・ 答申